

### (1) 現状と課題

ライフサイクルに沿った各種健診等を実施し、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めてきましたが、各種健診の一層の充実を図るとともに、医療体制の充実、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

実態調査では、身体に障がいのある人の約7割、知的障がいのある人、精神障がいのある人の約5割が、病気や健康管理上の不安、心配を抱えています。

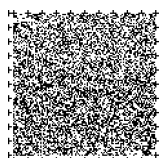
また、近年、思春期の心の問題もクローズアップされていることから、思春期保健に関する知識の普及を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と身体健康づくりを進めることが求められています。

難病患者や精神障がいのある人が適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活を支援するため、関係機関等と連携した福祉サービス等、総合的な施策の展開が求められています。

さらに、近年、精神疾患が関係した自殺の予防、疾病や交通事故等による高次脳機能障がいのある人に対する支援などにも取り組むことが求められています。

### (2) 基本的な考え方

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーション体制の充実と、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある人やその家族の療育・療養生活を支援します。



### (3) 施策の推進方向と主要施策

#### ア 障がいの予防対策の充実

##### 《主要施策》

#### (7) 母子保健対策の推進

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査などの母子保健対策の充実に努めます。

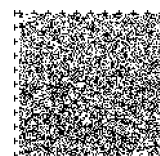
心身の障がいを残すことの多い未熟児の出生の防止と治療のため、医療機関との連携を強化し、周産期医療システムの円滑な運営を進めます。

子どもの精神的健康を保持し、自閉症や多動性障がい等の発達障がい、ひきこもり、薬物乱用といった思春期の心の問題への対応に努めます。

#### (4) 生涯を通じた疾病予防対策の充実

生涯を通じた健康づくりを推進するため、「健康はこだて21」に基づき、栄養や運動、休養などの生活習慣を改善し、生活の質の向上をめざした普及啓発を行うとともに、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制の充実に努めるとともに、こころの健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発を図ります。



## イ 早期発見と早期治療の充実

### 《主要施策》

#### (7) 周産期・乳幼児期に対する早期発見・早期治療対策の推進

周産期母子医療センターとの連携により、周産期医療システムの円滑な運営を進め、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

疾病や障がい疑われる乳幼児に対しては、医療機関と連携して精密健診を行い、早期発見・治療に努めるとともに、心身の発達等に問題のある乳幼児に対しては、医師、心理相談員、保健師等による経過観察、発達健診、発達相談を実施します。

障がいのある子どもの早期発見・早期療育への連携システムの整備を進めます。

#### (4) 青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

生活習慣病の早期発見と早期治療に結びつけるための、各種健康診査や健康教育・健康相談等の保健事業を総合的に推進します。

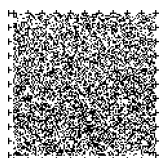
## ウ 障がいのある人の保健・医療の充実

### 《主要施策》

#### (7) 難病対策の充実

難病患者とその家族の療養上の不安や介護負担の軽減を図るなど、適切な在宅支援を行うため、保健、医療、福祉が連携した地域ケアの充実に努めます。

難病患者と家族を対象とした相談支援体制の充実を図るとともに、患者・家族および関係者を対象とした研修会等を実施し、難病に関する理解の向上と療養上の不安の軽減に努めます。



#### (イ) 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人や家族に対する相談支援体制，地域における各種資源を活用した精神科リハビリテーションの充実に努めるとともに，精神障がいのある人に対する偏見等を取り除くために研修会やセミナー等の充実に努めます。

精神障がいのある人が地域で生活しながら，より良い精神医療が受けられるよう，関係機関等との連携の強化に努めます。

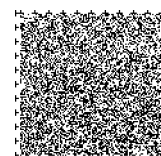
#### (ウ) リハビリテーション医療体制の整備

患者の症状に応じたリハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとともに，障がいを軽減し，自立を促進するリハビリテーションの充実に努めます。

障がいのある子どもへの適切な医療や医学的リハビリテーションの提供と成長・発達に対応した相談，訓練，指導等の総合的・継続的な支援を実施します。

交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって脳にダメージを受け，記憶，認知，言語，判断といった高次脳機能に障がいが見られる人に対する支援のあり方を検討し，その支援に努めます。

口腔保健センターによる障がいのある人への口腔保健衛生および歯科医療体制の確保を図り，障がいのある人のＱＯＬ（生活の質）の向上に努めます。



## (I) 医療給付等の充実

医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けられるよう努めます。

身体の障がいを除去，軽減するために必要な自立支援医療（旧更生医療，旧育成医療，旧精神通院公費）の給付を行うとともに，その充実を国に要望します。

未熟児の健全な発育を図るために未熟児養育医療を給付するほか，小児慢性特定疾患医療給付等を行います。

